

地域農業の後継者を一緒に育てませんか

～甲州市就農定着総合支援制度による地区内グループ・アグリマスターの募集～

甲州市内で新たに農業を志す方や親族の農業を継ごうとする方、第三者の農業を継承しようとする方への就農を地域ぐるみで支援し、その活動を長期的にサポートしていきます。

つきまして、研修生を受け入れて指導していただける農業者を甲州市では募集いたします。

甲州市就農支援総合制度とは



次の就農プログラムに基づき、甲州市における新規就農者を応援する制度です

- ・60歳未満
- ・国、県が実施する同様の事業による補助金等の交付を受けていない。
- ・下記の区分に応じて要件を満たす。

区分	対象要件	研修期間	補助内容
三親等以内の親族から農業経営を継承する者	本市に住所を有し30a以上の農地を所有する三親等以内の者から、その農地の後継者として推薦される者。	原則2年間 最長3年間	アグリマスター・農家グループ等が指導 研修手当補助 日額5,000円 年間180日以上 の研修 (月10日以上 年間最大240日) 原則2年(最長3年)
上記以外の者	以下の要件をすべて満たす者 ・市内に農地を所有する者から、その者の所有する農地の一部又は全部について将来の貸借又は売買の候補者として確認できる者で、その農地の面積の合計が30a以上となる者。 ・本市に住所を有する者。		



受け入れ農業者の種別



- ◆地区内グループ
就農希望者の研修に用いる即利用可能な成園農地5アール以上を貸し出すことができる居住地区内のもの2名以上で組織する農業者グループを組織して指導にあたります
- ◆アグリマスター
市による認定によりアグリマスター又はアグリマスターグループ組織して指導にあたります

研修の内容(年間180日以上、原則2年・最長3年)



- 果樹栽培技術、経営管理、農業用機械の運行に関すること
- 就農に必要な農地の確保に関すること
- その他、独立就農するために必要なこと ※対象者によって研修内容等は異なります

補助金や報奨金について



内容	対象者	金額
本研修報償	受け入れ農業者	月額50,000円 (50,000円×12ヶ月=年額600,000円)
農地賃借助成	受け入れ農業者 ※地区内グループのみ	農地賃借の確保 年額30,000円
本研修補助金	研修生	日額5,000円 (5,000円×180日(上限240日)= 900,000円(最大1,200,000円))

問い合わせ先

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1 甲州市役所 農林振興課 果樹農林担当
TEL0553-32-5092(課直通) FAX0553-32-5174 (メール)nourinshinkou@city.koshu.lg.jp

甲州市就農定着総合支援制度推進事業

甲州市就農定着総合支援制度 地区内グループ・アグリマスター等募集要項

～受け入れ農業者となる地区内グループとアグリマスターになりたい方～

甲州市就農定着総合支援制度推進事業実施要綱 第4並びに第6に規定する受入農業者の募集について次のとおり定める。

(募集する受け入れ農業者)

第1 対象となる受け入れ農業者は、地域農業の担い手として次世代の農業者育成の重要性を認識しており、新規就農者の育成のための高い見識と指導力を有し、十分な研修環境を提供でき、教育的役割を果たしことができる者とし、かつ別表に掲げる区分に応じて求められる要件をみたす農業経営者とする。

区分	区分内容	要件
地区内グループ	就農希望者の研修に用いる即利用可能な成園農地5アール以上を貸し出すことができる居住地区内のもの2名以上で組織する農業者グループ	次のいずれかに該当する者とする。 1 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）であること。 2 山梨県青年農業士もしくは山梨県指導農業士であること。
アグリマスター等	市による認定によりアグリマスター又はアグリマスターグループ（複数のアグリマスターを構成員とする任意団体）	

(研修の期間)

第2 研修は次のとおり実施する。

- 1 研修の期間は、原則2年間(最長3年間)とし、1年あたり180日以上研修を実施する。また1ヶ月あたり10日以上実施する。

(募集期間)

第3 随時募集する。

(応募の手続き)

第4 応募の手続きは以下のとおりとする。

- 1 応募書類の内容 別添応募申請書とする。
- 2 応募書類の提出方法及び提出先 応募書類は次まで持参又は郵送する。

甲州市役所 農林振興課 果樹農林担当 〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地1

(認定)

第5 地区内グループとアグリマスター等の認定については、甲州市就農サポート委員会による選考等により総合的に審査・選考し決定する。

認定者については審査終了後、速やかに通知する。

(問い合わせ先)

第6 研修生の募集についての問い合わせ先は次のとおりとする。

甲州市役所 農林振興課 果樹農林担当 TEL 0553 (32) 5092

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日午前9時～午後5時)

・甲州市就農定着支援制度・受入農業者としての役割とその内容・

地区内グループの場合

1. 「研修の実施(就農プランに基づく実践)」

組織したグループ員が引き続いて、研修生と一緒に就農プランを作成し、独立就農するために必要な営農技術を伝授して下さい。

研修期間は原則2ヵ年で最長3ヵ年まで、年間あたり180日以上(月10日以上)としています。

2. 「研修用農地(成園・10a目安)の確保」

研修生の実践用農地とするため、地域内で借り受けられる農地を間に入って確保して下さい。

確保した農地は研修生が独立就農する際、引き継いで栽培管理をおこないます。

○研修の主な内容(年間180日以上(必須))

■果樹培技術、経営管理、農業機械の運行に関する指導

■就農に必要な農地の確保支援

■地域住民への研修生の紹介、研修生の地域活動への参加支援

■その他、独立就農するために必要な支援

3. 「指導報償」

指導報償として地区内グループに(年間60万円・月額5万円)を、また、農地賃借料助成として、年額3万円を併せて市より交付します。

アグリマスター等の場合

1. 「研修希望者を受入れる体制づくり」

実践研修を実施するにあたって、研修生を受け入れるために、アグリマスター個人または、農家グループを組織し、指導できる体制を取って下さい。

2. 「実践研修の実施」(就農プランに基づく実践)

アグリマスター個人または農家グループが研修生と一緒に就農プランを作成し、独立就農するために必要な営農技術を伝授して下さい。

研修期間は、原則 2 カ年で最長3カ年まで、年間あたり180日以上(月 10 日以上)としています。

○研修の主な内容(年間 180 日以上(必須))

- 果樹栽培技術、経営管理、農業機械の運行に関する指導
- 就農に必要な農地の確保支援
- その他、独立就農するために必要な支援

3. 「指導報償」

実践研修指導報償として、アグリマスター個人又は農家グループに対し(年間60万円・月額5万円)を市より交付します。